



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会社名 ユアサ商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤悦郎
(コード番号 8074 東証第一部)
問合せ先 執行役員総務部長 高橋宣善
(TEL. 03-3665-6525)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 134 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業内容の拡大及び多様化に伴い、現行定款第 2 条に定める事業目的を追加するとともに、一部号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第 27 条（取締役の責任免除）第 2 項に社外取締役と責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、第 27 条第 2 項の規定の新設に関しましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 次の物品の売買、輸出入、代理および仲立の事業 (1) 金属加工機械、機械器具、工具、金型、運搬昇降貨物取扱装置、工業用ロボット、ポンプ、圧縮機、送風機、油圧空気圧機器、破砕機、摩砕機、選別機、化学機械、冷凍機・同応用装置、繊維機械、建設・鉱山機械、農林漁業用機械器具、食料飲料加工機械装置、印刷製本機械装置、ゴム・合成樹脂工業用機械、木材加工機械、工業炉、鋳造機械装置、包装荷造機械、計量器、測定測量機器、時計、理化学光学機械、	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 次の物品の売買、輸出入、代理および仲立の事業 (1) 金属加工機械、機械器具、工具、金型、運搬昇降貨物取扱装置、工業用ロボット、ポンプ、圧縮機、送風機、油圧空気圧機器、破砕機、摩砕機、選別機、化学機械、冷凍機・同応用装置、繊維機械、建設・鉱山機械、農林漁業用機械器具、食料飲料加工機械装置、印刷製本機械装置、ゴム・合成樹脂工業用機械、木材加工機械、工業炉、鋳造機械装置、包装荷造機械、計量器、測定測量機器、時計、理化学光学機械、

<p>視聴覚教育用機器、事務用機械装置、自動販売機、駐車洗車設備、保安警報信号装置、廃棄物処理・浄水装置、医療用機械器具・装置、電動機、発電機、配電制御装置、民生用産業用電気機械器具、通信装置、電子応用装置および電子部品</p> <p>(2)～(14) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1号の物品の製造および加工の事業</p> <p>4～26 (省略) (新設)</p> <p>27 前各号に付帯または関連する事業の経営および投資 (新設)</p> <p>28 前各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p>第3条～第26条 (省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>視聴覚教育用機器、事務用機械装置、自動販売機、駐車洗車設備、保安警報信号装置、廃棄物処理・浄水装置、医療用機械器具・装置、電動機、発電機、配電制御装置、民生用産業用電気機械器具、通信装置、電子応用装置、<u>電子部品および再生可能エネルギーを利用した発電設備</u></p> <p>(2)～(14) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 第1号の物品の設計、製造、据付、加工および修理の事業</p> <p>4～26 (現行どおり)</p> <p>27 <u>発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給・販売に関する事業</u></p> <p>28 前各号に付帯または関連する事業の経営および投資</p> <p>29 <u>前各号およびこれに付帯または関連する事業の調査・研究ならびにコンサルタント業</u></p> <p>30 前各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p>第3条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日
定款変更の効力発生予定日

平成25年6月27日
平成25年6月27日

以上